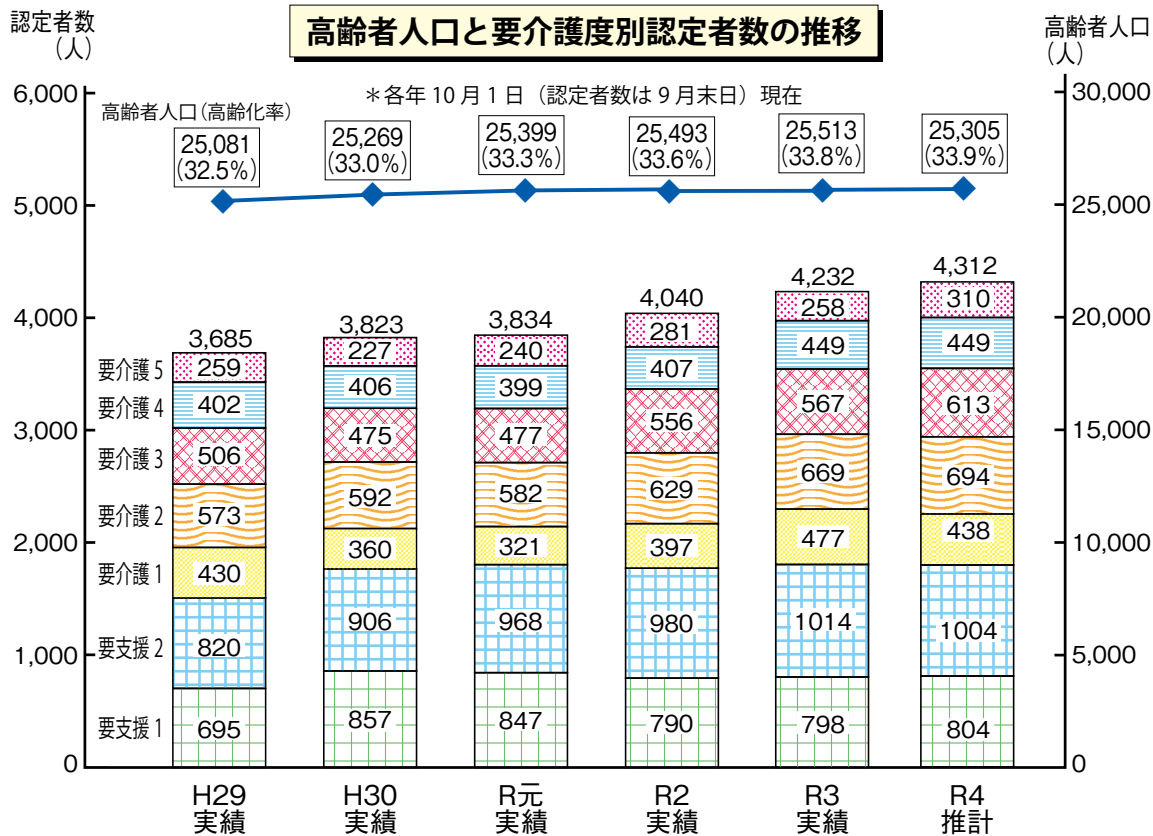




「住み慣れた地域で、誰もが安心して
老後を過ごせるまちづくり」をめざして

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えるしくみとして創設されました。制度創設以来、市でも介護サービスの基盤が充実してきており、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着・発展しているところです。これからも市では、介護が必要となっても、住み慣れた地域や住まいで、安心して生活を送ることができるよう、「高齢者の自立支援」と「持続可能な介護保険運営」を目指して介護保険サービスの充実に取り組めます。

令和4年度介護保険料

第1号被保険者（65歳以上の人）

段階	対象者	乗率	保険料額 (年額：円)
第1段階	・生活保護受給者 ・非課税世帯で、老齢福祉年金受給者 ・非課税世帯で、合計所得金額および課税年金収入の合計額80万円以下	0.25	15,300
第2段階	・非課税世帯で、合計所得金額および課税年金収入の合計額120万円以下	0.375	22,950
第3段階	・非課税世帯で、合計所得金額および課税年金収入の合計額120万円超	0.65	39,770
第4段階	・課税世帯で本人非課税、合計所得金額および課税年金収入の合計額80万円以下	0.85	52,010
第5段階	・課税世帯で本人非課税、合計所得金額および課税年金収入の合計額80万円超	基準額	61,180 (月額：5,098)
第6段階	・本人課税で、合計所得金額125万円以下	1.125	68,830
第7段階	・本人課税で、合計所得金額125万円超200万円未満	1.25	76,480
第8段階	・本人課税で、合計所得金額200万円以上300万円未満	1.5	91,770
第9段階	・本人課税で、合計所得金額300万円以上400万円未満	1.6	97,890
第10段階	・本人課税で、合計所得金額400万円以上500万円未満	1.7	104,010
第11段階	・本人課税で、合計所得金額500万円以上600万円未満	1.8	110,130
第12段階	・本人課税で、合計所得金額600万円以上700万円未満	1.9	116,250
第13段階	・本人課税で、合計所得金額700万円以上800万円未満	2.0	122,360
第14段階	・本人課税で、合計所得金額800万円以上900万円未満	2.1	128,480
第15段階	・本人課税で、合計所得金額900万円以上1,000万円未満	2.2	134,600
第16段階	・本人課税で、合計所得金額1,000万円以上1,500万円未満	2.3	140,720
第17段階	・本人課税で、合計所得金額1,500万円以上2,000万円未満	2.5	152,950
第18段階	・本人課税で、合計所得金額2,000万円以上	2.7	165,190

◎合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。また、土地売却等にかかる特別控除がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います

◎第1～5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用いますが、合計所得金額に給与所得が含まれている場合は給与所得から10万円を控除した金額を用います

◎第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います

◎年金天引きの人は、すでに4月と6月の年金から、令和3年度の保険料を基に算定した金額を納めていただいています。前半（4月、6月、8月）と後半（10月、12月、2月）のそれぞれの保険料額合計をできるだけ均等にするため、8月の保険料額で調整します。そのため前年と比べ保険料段階が変わる場合などに、8月の保険料額は他の月に比べて大幅に増減することがあります

◎保険料額は令和4年4月～令和5年3月の1年間の金額です。日本年金機構などから送付される源泉徴収票は1月～12月の金額のため、この保険料額と金額が異なります

◎第1段階から第3段階は、国の制度による軽減措置後の金額です

介護保険のしくみ

介護保険は、支え合いの考えのもと共同して保険料を負担し、加齢による病気などにより介護が必要になった人に、介護サービスを提供するしくみです。40歳以上の人が被保険者として保険料を納め、介護や支援が必要であると認められれば、1割から3割の自己負担で介護サービスを利用することができます。

市の高齢者人口と認定者数の推移

市の高齢化率（総人口に対する65歳以上人口の割合）は、平成12年10月の13・8割（7人に1人）から、令和3年10月には33・8割（3人に1人）と、20ポイントの大幅な増加となっています。また、認定者数も平成12年10月と令和3年10月を比べると、3015人増の約3・5倍と大幅な増加となっています。

っており、今後もこの傾向はさらに進むと見込まれます。

介護保険料は納期限までに納めましょう

保険料を納期限まで



に納めないと、督促状や催告書により納付を催告することとなり、督促手数料や未納期間に応じた延滞金がかかります。また、1年以上滞納すると、介護サービスを利用する際、費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により保険給付分が後から支払われる償還払いとなります。さらに、納期限から2年を過ぎると保険料は時効により納めることができなくなります。

時効となった保険料がある場合、その期間に応じて、介護サービスを利用する際、通常1割または2割の自己負担が3割（自己負担の割合が通常3割の人は4割）になり、高額介護サービス費などの制度を受けることができません。やむを得ない理由により納期限までに保険料を納めることができない場合は、高齢介護課介護保険係（☎56）4043にご相談ください。

保険料の減免や負担軽減制度

介護保険料の減免

市には、収入の少ない世帯のための保険料減免の制度があります。
減免を受けるには表面記載の保険料段階が第2段階・第3段階の人で年間収入120万円以下、預貯金350万円以下、課税者の扶養を受けていないなどの条件があります。また、災害による減免や、入院や失業などが原因で世帯の主たる生計維持者の収入が2分の1以下に減った場合のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った場合の減免制度もあります（国・市の基準を満たす場合に限り）。

高額介護サービス

介護サービスを利用し、自己負担額が一定の金額を超えると、その超えた分をお返しする制度です。新規で該当する人については、市からお知らせします。

利用者負担段階区分		利用者負担月額上限
第6段階	課税所得690万円以上	世帯：140,100円
第5段階	課税所得380万円～課税所得690万円未満	世帯：93,000円
第4段階	市民税課税世帯～課税所得380万円未満	世帯：44,400円
第3段階	世帯の全員が市民税を課税されていない人で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超える人	世帯：24,600円
第2段階	世帯の全員が市民税を課税されていない人で、第3段階以外の人	世帯：24,600円 個人：15,000円
第1段階	本人及び世帯全員が市民税非課税であって、老齢福祉年金受給者	個人：15,000円
	生活保護受給者等	

食費・居住費（滞在費）の軽減

介護保険施設(特養、老健、療養型、介護医療院)への入所(院)やショートステイを利用する場合、食費や居住費（滞在費）は原則自己負担です。
金額は施設が定めますが、市民税非課税の人に対して、その負担を軽減する制度があります。なお、配偶者や同じ世帯の人が市民税課税の場合や一定以上の預貯金を保有する人は対象となりません。

<認定基準>

段階	対象者	預貯金額等上限
第1段階	・老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	1,000万円未満 (夫婦で2,000万円)
第2段階	合計所得金額+ 課税年金額 +非課税年金額が80万円以下の人	650万円未満 (夫婦で1,650万円)
第3段階	① 合計所得金額+課税年金額 +非課税年金額が80万円超120万円以下の人	550万円未満 (夫婦で1,550万円)
	② 合計所得金額+課税年金額 +非課税年金額が120万円超の人	500万円未満 (夫婦で1,500万円)

※上記段階に関わらず、2号被保険者（40歳から64歳の人）の預貯金額基準は単身1,000万円、夫婦2,000万円です

<軽減後の負担額>

段階	食費（日額）		居住費等（日額）			
	施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階	300円	300円	820円	490円	490円(320円)	0円
第2段階	390円	600円	820円	490円	490円(420円)	370円
第3段階	① 650円	1,000円	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円
	② 1,360円	1,300円	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、（ ）内の金額になります

保険料の減免や各負担軽減制度の適用を受けるには申請が必要です。各制度に関する手続きの方法や該当基準など、詳しくはお問い合わせください。
☎高年齢介護課介護保険係 ☎(56) 4043

介護サービスの利用について

介護サービスを利用するためには、市に要介護（要支援）認定を申請し、「介護や支援が必要な状態である」と認定を受ける必要があります。

申請は、高齢介護課で本人やその家族が行いますが、申請に行くことができない場合は地域包括支援センターなどに代行してもらうこともできます。申請には、介護保険被保険者証（65歳未満の人は、健康保険証など）が必

要です。

申請後に、本人などへの聞き取り調査があります。また、本人の主治医に心身の状況についての意見書を作成してもらいます。これらをもとに「介護認定審査会」で審査され、介護を必要とする度合い（要介護状態区分）が判定されます。認定結果が出る前でも、暫定的なケアプランを作成することで、申請日から介護サービスを利用できます。現在日常生活を送るのに心配がなければ、認定申請をする必要はありません。今後、身体機能の低下

介護サービスの使い方

などで日常生活に支障を感じ、デイサービスやヘルパーなどの介護サービスが必要と思われる時に、かかりつけの医師とも相談のうえ、要介護（要支援）認定の申請をしてください。☎高年齢介護課介護認定係 ☎(56) 4037

介護サービスを利用するには、ケアプランを立てる必要があります。要支援1・2の人は各圏域を担当する地域包括支援センターへ、要介護1～5の人は居

宅介護支援事業者へ、それぞれ直接連絡してください。

介護予防・日常生活支援総合事業について

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援に認定された生活機能の低下が見られる人などが利用する「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上の

人全てが利用できる「一般介護予防事業」で構成され、65歳以上の人の介護予防と自立した日常生活を支援します。「介護予防・生活支

援サービス事業」では、要支援1・2の人などを対象に、訪問介護員（ホームヘルパー）などが利用者の自宅を訪問し、身体介護や生活援助を行う訪問型サービスと、利用者が日帰りで通所介護の施設に通い、日常生活上の介護や機能訓練などを受けることのできる通所型サービスを実施しています。従来の訪問介護や通所介護に相当するサービスだけでなく、基準を一部緩和した市独自のサービスも実施しており、サービス内容に応じた利用者負担額となっています。

「介護予防・生活支援サービス事業」を利用するには、要介護・要支援認定を受ける方法の他、基本チェックリスト（生活状況についての簡易な質問）による判定を受けることで、必要なサービスが利用できるようになります。また、「一般介護予防事業」では認知症予防教室や介護予防教室などを行っています。

ご利用ください!! 地域包括支援センター

介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から、高齢者を総合的に支える「地域包括支援センター」。保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどを中心にチームを組み、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で、安心して生活していくためのワンストップ相談窓口です。

センター名	住所	電話番号	担当圏域	開所日
中部地域 包括支援センター	寺田水度坂130	(54) 7330 (55) 3047	東城陽中圏域 城陽中圏域 南城陽中圏域	月～土曜日 8：30～17：00
西部地域 包括支援センター	富野西垣内1-19	(55) 7222	西城陽中圏域	月～土曜日 8：30～17：00
北部地域 包括支援センター ひだまり	平川浜道裏20-1	(55) 5180	北城陽中圏域	毎日 8：30～17：30